

作成日：R5 年 11 月 15 日

令和 5 年度第 2 回 高松圏域自立支援協議会 居宅サービス事業所連絡会

日付	令和 5 年 11 月 15 日（水）
時間	9：30～11：30
開催会場	かがわ総合リハビリテーション福祉センター研修室
参加機関等	訪問介護ステーションたかまつ、障害福祉サービス事業所 mano a mano、ケアセンター流、訪問介護事業所ふわり、直島町社会福祉協議会、高松市社会福祉協議会香川支所、えむさぼーと、ケアサービス結、屋島やすらぎ、スローライフ、一番星訪問介護事業所、あさひ介護サービス、訪問介護おかげ、高松市社会福祉協議会、訪問介護ステーションさち、自立ケアシステム香川、障害者生活支援センターたかまつ、相談支援事業所おりがみ、garyu、支援センターりゅううん、地域活動支援センタークリマ、高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点 順不同 計 24 名

議題 1： 移動支援を提供しやすくするために

議事	<p>報酬単価が、時間毎にさがっていくため、長時間の体調が難しい。利用者の体調などでキャンセルが多い。週末になると対応できるヘルパーが少ない。短時間の利用は提供しにくい。ヘルパーの高齢化から活動内容に制限がある。ヘルパーの食費代は業務として支給されるのか、ヘルパーが自費で支払うのか等の課題がある。なんとか利用者を楽しませられる支援を行いたいという気持ちは運営上収入に繋がらなければ難しいのも現状。</p> <p>（高松市障がい福祉課より）</p> <p>高松市の要綱を元に説明。高松市では個別支援型の移動支援。余暇活動トの記載があるので、お墓参りや公共機関利用の練習、散策、カルチャー教室などを含む。通院や通学などにおいても、原則は対象外だが、利用者の事情によって利用可能となる場合もある為、まずは市まで相談。他市町の受給者証を持っている方は事前に各自治体に登録を行うこと。移動支援を希望する利用者も年々増加傾向。事業所も平成 29 年に比べると⑩事業所が増えている。</p> <p>請求に関しては各個人の明細書（1 ヶ月間）と実績記録表、請求書を提</p>
----	--

出。記録表には提供者および利用者が押印することになっているが、未押印箇所がある書類もある為、確認願いたい。明細書に事業所の名称を各欄があるが、個々に関しては押印は不要。請求書には請求事業者の印鑑が必要。銀行振り込みの依頼書も兼ねているため押印必要。(銀行届出印でなくてもよい) 事業所ではなく、事業者。締め切りが翌月 10 日が提出期限である為、期日を留意して欲しい。土日の場合には翌月曜日。実績表の日付と曜日のずれがあり、そういった場合には利用者の訂正印などが必要となるため、ご留意ください。

(基幹センター中核拠点より)

これまでの移動支援の調査結果について資料を基に説明。

<グループワーク>

車を持っている事業所が1つ、そのほかは公共交通機関を利用。自転車での移動支援もしている。市への要望：単価が低いので、移動支援をやめるといった事業所があるし、加算もない。他の自治体の単価を知りたい。

人手不足が目立つ。その要員としては、移動支援の夜間の加算がないとか処遇の改善の加算が無いとため、ヘルパーへの給料も少なくなる。事業所としてもヘルパーに依頼がしにくくなる。キャンセルが意外に多い。キャンセル料の設定が事業所によってばらつきがあるが、困っている。ヘルパー自身が運転して利用者を乗車してもらうところは、パンク状態。公共交通機関を利用している事業所は行き先が限られる。利用者自身が高齢化すると公共交通機関を使うことにも制限がかかり、車を所有している事業所に移っていくなどの状況がある。

ヘルパーが車を運転しているときや、タクシーに乗車しているときには請求できないルールがあることを再認識するために、集団指導を再開してもらい。

単価が安すぎる。労働者の賃金向上、物価高の状況のため、2割増しにはしてもらいたい。利用者によっての加算をつけてもらいたい。細かな設定を希望する。

キャンセル料を設定している事業所もあつたり、事業所側からのキャンセルが発生する場合もあるのでキャンセル料を設定しないという事業所がある。経済状況を背景に、単価はずっと同じ。再検討してもらいたい。身体有加算がある為、移動支援しかいかない事業も出てくるのではないか。全体的に報酬が上がる方が良いだろう。

行政に対しては、利用者や家族、事業所が声をあげて現状を訴えていくことが必要。このような連絡会を通して、複数の事業所で共有出来た。

決定事項	出された意見をコアメンバーでとりまとめ、参加者にもまとめた物をお配りすることとなった。

議題 2： BCP（事業継続計画）の整備	
議事	<p>高松市社会福祉協議会地域福祉課より情報提供</p> <p>社協では、令和元年に作成していた。</p> <p>目的は、災害時において事業を継続可能とする準備をする。</p> <p>その職員が見ても分かるようにシンプル化。マニュアルの形でシンプル化した物を作成すると1本化できる。実行可能な計画の作成。</p> <p>事業の優先順位を必ずつけること。平常時の優先順位、災害時の優先順位、対応可能な職員数の確認を行うこと。</p> <p>BCP が全く機能していない背景として、優先順位や代替戦略がない。そのため、事業開始準備時間を各事業担当と検討し、現実的な訓練によってアップデートを重ねていくからこそ、少ないページでまとめた方がよい。事業所が被災した場合には〇〇を仮に事務所として対応する。</p> <p>防災計画と BCP は背景にあるのは災害だが、向かっているベクトルが全く違う。</p> <p>利用者の優先順位も設定しておく等、利用者への影響を極力抑えるように事前の検討。</p> <p>人事異動があっても、活用できる BCP の作成が必要。</p> <p>年に 1 回程度は事業所において、BCP を発動させてみて、修正箇所などがないかどうかを見直す。</p> <p>サーバー自体を水没しないところに置いておくこと及び水没しないパソコンに定期的にコピーと取っておく等の対応も必要だろう。</p> <p>BCP において、発災直後からのタイムスケジュール（24 時間以内、72 時間以内、1 週間以内、1 ヶ月以内・・・）を作成し、盛り込むことが必要。</p> <p>また、職員との連絡体制をどのように取っておくのかというのも事前の対策が必要（携帯電話は発災直後は、システムがパンクして使うことが出来なくなるため、メールや LINE などを活用することが必要）</p> <p>24 時間以内にする事として最も重要なのが、出勤可能な職員数。その数によって対応できることが決まってくる。</p> <p>行政に依頼しなければならない方が判明したら、障がい福祉課に連絡。</p> <p>行政は災害が生じると 3 日間は飽和状態となる。</p> <p>事業の中におけるサービス提供内容の優先順位付け。(紙ベースで常備しておく</p>

	<p>)</p> <p>72 時間以内でやることは、出勤可能な職員で、他の事業所との連絡調整が必用。避難所における福祉エリアで過ごす方に、ヘルパーを派遣しなければならなくなることもあるため、そういったときの計画変更など。介護保険と違い、障害福祉は相談員の数が少ないため、時間経過の中において居宅サービス事業所など、事業所への情報収集などでの対応も多くなるだろう。</p> <p>小さな事業所だと 5 ページまでに収まるように作成すると良いだろう。</p>
--	---

次回開催は令和 6 年 2 月予定